



2025 年 9 月 2 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 L e T e c h
(コード番号：3497 東証グロース)

住 所 大 阪 府 大 阪 市 北 区 堂 山 町 3 番 3 号

代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 藤 原 寛

問 合 先 取 締 役 兼 コーポレート本部長 松 木 高 茂

TEL. 06-6362-3355

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025 年 7 月 30 日付当社プレスリリース「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「2025 年 7 月 30 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025 年 9 月 2 日から 2025 年 9 月 18 日までの間、整理銘柄に指定された後、2025 年 9 月 19 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は 2025 年 7 月 30 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

（1）併合する株式の種類

普通株式

（2）併合比率

当社株式について、446,994 株を 1 株に併合いたします。

（3）減少する発行済株式総数

10,630,580 株

(4) 効力発生前における発行済株式総数

10,630,603 株

(5) 効力発生後における発行済株式総数

23 株

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

92 株

(7) 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

① 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、住友林業株式会社（以下「公開買付者」といいます。）並びに株式会社リーガルアセット及び平野哲司氏（以下株式会社リーガルアセットと総称して「本不応募合意株主」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が当社の株主を最終的に公開買付者のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が 2025 年 9 月 19 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2025 年 9 月 22 日時点の当社の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に第二回公開買付け（下記③に定義します。）に係る買付け等の価格と同額である 1,500 円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- ② 売却に係る株式を買い取るものとなることが見込まれる者の氏名又は名称
住友林業株式会社

- ③ 売却に係る株式を買い取るものとなることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を現預金により賄うことを予定しているとのことです。公開買付者は、2025年3月31日を公開買付けの買付け等の期間の初日とする第一回目の公開買付け（以下「第一回公開買付け」といいます。）及び2025年5月27日を公開買付けの買付け等の期間の初日とする第二回目の公開買付け（以下「第二回公開買付け」といい、第一回公開買付けと合わせて「本両公開買付け」と総称します。）に係る公開買付届出書の添付書類として、第一回公開買付けにおいては公開買付者の預金残高に係る2025年3月31日付残高証明書を、第二回公開買付けにおいては公開買付者の預金残高に係る2025年5月27日付残高証明書を提出しており、また、公開買付者によれば、本両公開買付けの開始以降、公開買付者の財務状況に著しい変動を生じさせる事由等、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

以上により、当社は、公開買付者による本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

- ④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年10月上旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年10月下旬から2025年11月上旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2025年11月下旬から2026年1月上旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2025年9月22日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社によ

る配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は2025年7月30日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は92株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）のうち発行可能株式総数の記載を変更するものであります。また、当該変更に伴い定款第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）のうち、普通株式に係る発行可能種類株式総数の記載を変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は23株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、これら変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者及び本不応募合意株主のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。なお、当該変更の効力が発生した場合、2025年10月に開催を予定している定時株主総会においては、当該定時株主総会の開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取り扱う予定です。
- (4) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及び本不応募合意株主のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第18条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (5) 経営基盤の一層の強化と充実を図るため、役付取締役として、新たに取締役副会長職を新設するものであります。

(6) その他全般にわたり、語句の修正、条数及び項数の変更などを行うものであります。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2025 年 9 月 2 日 (火)
② 整理銘柄指定日	2025 年 9 月 2 日 (火)
③ 当社株式の最終売買日	2025 年 9 月 18 日 (木) (予定)
④ 当社株式の上場廃止日	2025 年 9 月 19 日 (金) (予定)
⑤ 本株式併合の効力発生日	2025 年 9 月 23 日 (火) (予定)

以 上